

2024年度の空き家バンク登録・空き家活用支援助成制度について

空き家の活用促進は逗子市の重要課題とされており、逗子市としても空き家バンクの開設など問題解決に向けた努力がなされている。現状の課題としては空き家所有者の活用の意向が弱いことが挙げられているが、実現に至るまでの所有者・利用希望者の経済的負担、また当事者間の交渉にゆだねられていることも施策の進展を妨げる要素と考えられる。

このため株式会社パブリックサービス（以下「当社」という。）は市民貢献準備金を活用した市内の空き家活用事業の活性化に向けた助成事業を2024年度も引き続き実施する。

1. 事業実施期間：2024年4月1日から2025年3月31日まで

2. 事業予算限度額：1,000,000円（予算限度額に達した時点で終了します）

3. 支援経費の種類

- ① 空き家バンク登録支援金（以下「登録支援金」という）
- ② 空き家活用支援金（以下「活用支援金」という）

4. 申請方法及び認定

登録支援金・活用支援金とも当事者が申請書を逗子市環境都市部まちづくり景観課（以下「市」という。）を経由して当社に提出し、市の協力のもと当社において審査を実施し、認定する。

5. 支援金の支出

当社は申請書に基づき審査し認定した場合は認定通知書を市と申請者に通知し必要書類の提出を確認したのちに申請者の指定口座に振り込むこととする。

2024年度の空き家バンク新規登録支援助成規程

株式会社 パブリックサービス

空き家の利活用を促進するため、「逗子市空き家バンク」に新規登録した物件所有者に支援金を交付します。残置物の整理や庭木の手入れ、権利関係の整理、修繕費用等に活用してください。

(1) 対象となる空き家所有者の範囲

市内にある空き家の所有者（空き宅地は対象外）で(2)の要件を満たす空き家を保有または管理している個人。

*支援金の申請は一家屋について1回限りとします。

*既に、賃貸業務用や売買物件として不動産会社等に登録している不動産、別荘等の一時利用の不動産は、対象外です。

(2) 助成の条件

- ① 活用する物件を逗子市空き家バンクに新規登録すること。
- ② 1年以上空き家であったもので、明確に売却・賃貸の意思があること。
- ③ 登録・活用までの過程について、市の広報活動に協力すること。
- ④ 市税を滞納していないこと。
- ⑤ その他別に定める支援基準に適合していること。

(3) 助成金額

100,000円

※ 支援助成金の申請にあたっては、納税証明書（滞納がない証明書でも可）・誓約書の提出が必要となります。

(4) 申請方法及び認定

空き家バンク登録支援金申請者は申請書を逗子市環境都市部まちづくり景観課（以下「市」という。）に提出頂き、市は確認のうえ当社に送付し、市の協力のもと当社において審査を実施し、認定します。

(5) 支援金の支出

当社は申請書に基づき審査し認定した場合は認定通知書を市と申請者に通知し必要書類の提出を確認したのちに申請者の指定口座に振り込みます。

(6) その他

*趣旨に添わない申請についてはお断りします。

*倉庫や離れなど付属建物は除きます。

2024 年度空き家活用支援助成規程

株式会社 パブリックサービス

空き家を活用し、まちの活性化や地域活動の支援を行う市民団体に支援金を交付します。

(1) 対象者

市内で活動を行おうとする市民団体

※ 個人の居住用住宅としての利用は対象外です。

(2) 団体の要件

- ① 逗子市空き家バンクに登録されている物件を利用すること。
- ② 市内移転の場合は移転前の施設が空き施設にならないこと。

(3) 対象となる空き家の活用目的

- ① 地域コミュニティの課題解決に貢献する施設として地域活動を行う非営利団体による活用
- ② 趣旨に添わない申請についてはお断りします。
- ③ 本項①は別紙1の推薦基準に適合していること。

(4) 登録支援金の対象経費

活用支援金の対象経費は、活用目的に沿った内外装の改・補修費・什器備品代とします。

(5) 活用補助金の補助額

地域活動に係る空き家活用支援金の額は、市の推薦を前提に1件あたりの補助額の上限を100,000円とします。

(6) 申請方法及び認定

空き家活用支援金申請者は申請書を逗子市環境都市部まちづくり景観課（以下「市」という。）に提出し、市は確認のうえ当社に送付し、市の協力のもと当社において審査を実施し、認定します。

(7) 支援金の支出

当社は申請書に基づき審査し、認定した場合は認定通知書を市と申請者に通知します。必要書類の提出を確認したのちに支援金を申請者の指定口座に振り込みます。

(8) その他

認定に際して誓約書及び支援対象経費に係る費用の見積書、事業計画書を提出いただきます。

別紙 1

空き家活用支援規程 (3) -①「地域コミュニティの課題解決に貢献する施設」に係る 推薦基準 (逗子市まちづくり景観課)

1. 施設を設置することによって、地域コミュニティの醸成や課題解決が図られるなどの公益性があること。
2. 建築物・工作物の形態及び使用用途が建築基準法等の法令に違反していないこと。
3. 周辺住民の生活環境を乱す恐れがないこと。(騒音、悪臭、風紀など)
4. 特定の人だけでなく、地域住民が利用できる仕組みが取り入れられていること。
5. 営利が主目的でない利用であること。
6. 継続的な利用 (2 年以上) が見込まれること。
7. その他、市長が相応しくないと判断した場合は推薦しないものとする。

誓約書

(新規登録支援助成)

株式会社 パブリックサービス
代表取締役 稲垣 正 様

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ (印)

私は下記の事項について履行することを誓約いたします。

記

1. 本事業の対象物件についての活用に関する市の広報活動に協力いたします。
2. 本事業の対象物件に関して継続的に利活用者の案内等ができるように維持・管理することに努めます。

以上

誓約書

(空き家活用支援助成)

株式会社 パブリックサービス
代表取締役 稲垣 正 様

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

私は下記の事項について履行することを誓約いたします。

記

1. 空き家活用支援助成規程(3)の活用目的及び別紙1の基準を遵守いたします。